

## 老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、老人福祉施設等の整備充実等を図るため、市町村、一部事務組合及び社会福祉法人等が老人福祉施設整備事業及び「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（平成22年3月15日付け厚生労働省発社援0315第9号厚生労働大臣事務次官通知。以下「災害復旧国要綱」という。）に基づいて行う災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）を実施するため必要な経費に対し予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「老人福祉施設等」とは、老人福祉施設整備事業では、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設及び軽費老人ホームをいい、災害復旧事業では、災害復旧国要綱の第2の2の(2)に定める社会福祉施設等をいう。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象施設及び補助対象経費は、別表のとおりとする。  
また、補助基準額、補助基本額、補助率及び補助額については次の表のとおりとする。

補助基準額	補助基本額	補助率	補助額
別表に定める 「補助単価」× 「単位」	補助基準額の合計額と、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とする。	10/10 以内	補助基本額× 補助率  ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請額内訳書 (別紙(1))
- (2) 歳入歳出予算書抄本又は収支予算書抄本
- (3) 事業計画書 (別紙(2))
- (4) 地域材利用計画書 (別紙(3))
- (5) 誓約書 (別紙(4)) (社会福祉法人のみ)

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

### (補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 施設建設工事に係る契約手続きについては、大分県の公共工事の取扱いに準じて行うこと。また、一括下請負契約は認めないものであること。
- (2) 補助事業の内容のうち次に掲げるもの又は経費の配分の変更をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) この補助事業によって取得した財産は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間は、知事の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。
- (8) この補助事業によって取得した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合は、この収入の全部又は一部に相当する額を県に納付させることがあること。
- (9) 施設整備にあたっては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針に基づき、可能な限り木造化又は内装等の木質化に努めるとともに、積極的に地域材を利用するよう努めること。
- (10) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少変更等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減、又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減  
ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第8条 災害復旧事業の場合を除いて規則第9条の規定による状況報告は、補助事業遂行状況報告書（第4号様式）によるものとし、補助事業の遂行状況に関する報告を知事が別に定める期日までに提出するよう求めることができる。また、事業に着手したとき、又は事業が完了したときは、遅滞なく次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 着手した時

- ア 事業着手届（第5号様式）
- イ 契約書の写し
- （2） 完了した時
- ア 事業完了届（第6号様式）
- イ 完了確認検査調書

（完了の確認）

第9条 知事は、第8条の規定による事業完了届の提出があったときは、検査員に命じて完了の確認を行わせるものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金の交付決定通知を受けたものが補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第8号様式）に次の書類を添えて、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- （1） 精算額内訳書（別紙（5））
- （2） 歳入歳出決算書（見込書）抄本又は収支決算書（見込書）抄本
- （3） 事業実績報告書（別紙（6））
- （4） 地域材利用実績報告書（別紙（7））
- （5） その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

（附則）

この要綱は、昭和43年度の予算に係る老人福祉施設設備費補助金から適用する。

（附則）

改正後の要綱は、平成9年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

（附則）

改正後の要綱は、平成11年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

（附則）

改正後の要綱は、平成14年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

（附則）

改正後の要綱は、平成15年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用す

る。

(附則)

改正後の要綱は、平成16年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、平成17年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、平成18年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、平成19年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、平成21年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、平成24年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和4年度の予算に係る老人福祉施設整備事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象施設	整備区分	補助単価	単位	補助対象経費
1 特別養護老人ホーム （定員30人以上のものに限る。ユニット型を基本とする）	創設 増築 改築 改修 その他改修（災害復旧）	2,185千円	定員数	補助対象施設の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費。
2 養護老人ホーム （定員30人以上のものに限る）	創設 増築 改築 その他改修（災害復旧）	2,185千円	定員数	
3 老人ショートステイ用居室 （1、2に併設されるものに限る）	創設 増築 改築 その他改修（災害復旧）	2,185千円	定員数	
4 軽費老人ホーム （定員30人以上のものに限る。ユニット型を基本とする）	増築 改築 その他改修（災害復旧）	2,185千円	定員数	
5 1～4を除く社会福祉施設等 （災害復旧国要綱の第2の2の（2）に定める社会福祉施設等に限る。）	その他改修（災害復旧）	知事に協議して承認を得た額	知事に協議して承認を得た単位	

第1号様式（第4条関係）

年度老人福祉施設整備事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所  
氏 名

年度において、下記のとおり老人福祉施設整備事業を実施したいので、補助金  
円を交付されるよう老人福祉施設整備事業費負担補助金交付要綱第4条の規定  
により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分及び負担区分

補助事業に 要する経費	補助対象経 費	負 担 区 分			備 考
		県費補助 金	市町村費 補助金	その他	

- 4 事業完了予定年月日

添付書類

- 1 申請額内訳（別紙（1））
- 2 歳入歳出予算書抄本又は収支予算書抄本
- 3 事業計画（別紙（2））
- 4 地域材利用計画書（別紙（3））
- 5 誓約書（別紙（4））（社会福祉法人のみ）
- 6 施設整備付属書類
  - (1) 設計監理委託契約書（写）
  - (2) 工事費費目別内訳書又は設計書
  - (3) 各室面積表（A4版）
  - (4) 配置図、立面図、平面図（A4版）

担当者 職氏名	
連絡先	

# 施 設 整 備 申 請 額 内 訳 書

(設置者の名称) \_\_\_\_\_

(施設の名称) \_\_\_\_\_

(単位:円)

施設種別	整備区分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費の実 支出(予定)額 D	別表に定める 「補助単価」 E	別表に定める 「単位」 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 (選定額) H	補助基本額 ×補助率 補助所要額 (申請額) ※千円未満切 I
				0				0		
				0				0		
				0				0		
				0				0		
				0				0		
				0				0		
				0				0		
				0				0		
				0				0		
				0				0		
合 計	/	0	0	0	0	/	/	/	/	0

(注1)H欄には、C欄、D欄及びG欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

(注2)整備区分欄には、別表に定める整備区分を記入すること。

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
( ) (世帯)	( ) (世帯)	( ) (世帯)

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地・借地・買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)
- (注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
- (注)2 配置図及び各階平面図を添付すること。  
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)
- (ウ) 建築年月日 \_\_\_\_\_
- (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度: 県費・国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取壊し)年月日 \_\_\_\_\_
- (注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)
- (注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円
- イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円
- ウ 小計(本体工事費) \_\_\_\_\_ 円
- エ 介護用リフト等特殊付帯工事費 \_\_\_\_\_ 円
- (介護用リフト工事費) \_\_\_\_\_ 円
- ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 円
- オ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 \_\_\_\_\_ 円
- (解体撤去工事費) \_\_\_\_\_ 円
- (仮設施設整備工事費) \_\_\_\_\_ 円
- カ その他の工事費 \_\_\_\_\_ 円
- キ 地域交流スペース \_\_\_\_\_ 円
- ク 合計 \_\_\_\_\_ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。



(3)財源内訳	
ア 県費補助金	_____ 円
イ 負担(補助)金	_____ 円
ウ 設置者負担金	_____ 円
(内訳)一般財源	_____ 円
地方債	_____ 円
寄付金	_____ 円
事業団借入金	_____ 円
自己資金	_____ 円
エ 合計	_____ 円

- (4)施行計画
- ア 直営・請負の別
  - イ 契約年月日
  - ウ 着工年月日
  - エ 竣工年月日
  - オ 事業開始年月日
  - カ 解体撤去工事関係
    - (ア)直営・請負・賃貸の別
    - (イ)着工年月日
    - (ウ)完了年月日
  - キ 仮設施設工事関係
    - (ア)直営・請負・賃貸の別
    - (イ)工事期間
    - (ウ)仮設施設の使用期間

(5)その他参考事項

別紙（3）

地域材利用計画書

No.	施設等種別	事業主体	施設名 (棟名称)	工事場所		新築、増 築、改築、 修繕別	構造	階数	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	地域材使用量 (m <sup>3</sup> )			内装等の木質化の有無		木造化ができない理由	備考
				市町村名	大字							木造	非木造 (内装等 木質化)	合計	有無	箇所		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		

(注) 1. 棟別に記入する(ただし、同規格の施設が多数ある場合はその限りではない)

別紙（４）

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

法人所在地（個人の場合は記載不要）

法人名（個人の場合は記載不要）

事業所所在地

事業所名

（ふりがな）

（法人）代表者職・氏名

（法人）代表者住所

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第2号様式（第5条関係）

年度老人福祉施設整備事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった  
年度老人福祉施設整備事業費補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよ  
う老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容 変更前  
変更後
- 3 経費の配分及び負担区分

補助事業に 要する経費	補助対象経 費	負 担 区 分			備 考
		県費補助 金	市町村費 補助金	その他	
変更前 ( 変更後					)

- 4 事業完了予定年月日 変更前  
変更後

担当者 職氏名	
連絡先	

第3号様式（第6条関係）

年度老人福祉施設整備事業費負担補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度老人福祉施設整備事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- |   |        |               |
|---|--------|---------------|
| 1 | 補助対象経費 | 円             |
| 2 | 交付決定額  | 円             |
| 3 | 補助条件   | (要綱第5条の規定を転記) |

年度老人福祉施設整備事業遂行状況報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度老人福祉施設整備事業について、老人福祉施設整備事業費負担補助金交付要綱第8条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

施設名	設置主体	創設、増築 等の別	月末までの		3月末日までの 出来高見込 C %	繰越見込高 D (100 - C) %	繰越見込額 E (A × D) 円	備考
			交付決定額 A 円	出来高 B %				

担当者職氏名	
連絡先	

第 5 号様式（第 8 条関係）

年度老人福祉施設整備事業着手届

第 号  
年 月 日

大分県知事

殿

申請者住所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度老人福祉施設整備事業について 年 月 日に着手したので、老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定によりお届けします。

担当者 職氏名	
連絡先	

第 6 号様式（第 8 条関係）

年度老人福祉施設整備事業完了届

第 号  
年 月 日

大分県知事

殿

申請者住所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度老人福祉施設整備事業について 年 月 日に完了したので、老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定によりお届けします。

担当者 職氏名	
連絡先	



第7号様式（第11条関係）

年度老人福祉施設整備事業費補助金交付請求書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のありました  
年度老人福祉施設整備事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交  
付されるよう老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

補助金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了) 年月日	備考

(振込預金口座)

金融機関名

本・支店

預金種別

口座番号

預金口座名義人（フリガナ）

担当者 職氏名	
連絡先	

第8号様式（第12条関係）

年度老人福祉施設整備事業実績報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった老人福祉施設整備事業を下記のとおり実施したので、老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため、実績のとおり承認されるよう申請します。

記

- 1 事業の効果
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分及び負担区分

補助事業に 要する経費	補助対象経 費	負 担 区 分			備 考
		県費補助 金	市町村費 補助金	その他	

- 4 事業完了年月日

添付書類

- 1 精算額内訳（別紙（5））
- 2 歳入歳出決算書（見込書）抄本又は収支決算書（見込書）抄本
- 3 事業実績報告書（別紙（6））
- 4 地域材利用実績報告書（別紙（7））
- 5 施設整備付属書類
  - (1) 設計監理委託契約書（写）
  - (2) 工事請負契約書（写）
  - (3) 委託業務完了届（写）
  - (4) 委託業務完了検査調書（写）
  - (5) 目的物引渡書（写）
  - (6) 工事完成通知（写）
  - (7) 建築基準法に基づく検査済証（写）

- (8) 消防法に基づく検査済証（写）
- (9) その他、法令等に基づく諸届、検査済証（写）
- (10) 検査調書（写）
- (11) 工事目的物引渡書（写）
- (12) 支出済工事費費目別内訳書又は出来高設計書
- (13) 各室面積表（A 4 版）
- (14) 配置図、平面図（建物面積を明記したもの）、立面図（A 4 版）
- (15) 完成写真（建物内外の主要部分）・工事写真
- (16) 工事契約金額報告書
- (17) 領収書又は請求書（写）
- (18) 財産管理台帳（写）
- (19) その他知事が必要と認める書類

※減額確定でない場合は、不要な事項は二重線により削除すること。

担当者	
職氏名	
連絡先	

## 施 設 整 備 精 算 額 内 訳 書

(設置者の名称)

(施設の名称)

(単位:円)

施設種別	整備区分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費の 実支出額 D	別表に定める 「補助単価」 E	別表に定める 「単位」 F	補助基準額 G=E×F	補助基本額 (選定額) H	補助基本額 ×補助率 補助所要額 (申請額) ※千円未満切捨 I	交付決定額 J	補助金 受入済額 K	交付残額 L=J-K
				0				0					0
				0				0					0
				0				0					0
				0				0					0
				0				0					0
				0				0					0
				0				0					0
				0				0					0
				0				0					0
				0				0					0
合 計		0	0	0	0					0	0	0	0

(注1) H欄には、C欄、D欄及びG欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

(注2) 整備区分欄には、別表に定める整備区分を記入すること。

## 事業実績報告書

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
 (2) 施設の種類  
 (3) 設置主体及び経営主体  
 (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
( ) (世帯)	( ) (世帯)	( ) (世帯)

## 2 施設整備費に係る事業計画

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地・借地・買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造 ( 造)

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

(注)2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( 造)

(ウ) 建築年月日 \_\_\_\_\_

(エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度: 県費・国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取壊し)年月日 \_\_\_\_\_

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( 造)

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

## (2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円

ウ 小計(本体工事費) \_\_\_\_\_ 円

エ 介護用リフト等特殊

付帯工事費 \_\_\_\_\_ 円

(介護用リフト工事費) \_\_\_\_\_ 円

( ) \_\_\_\_\_ 円

オ 解体撤去工事費及び

仮設施設整備工事費

(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_ 円

(仮設施設整備工事費) \_\_\_\_\_ 円

カ その他の工事費 \_\_\_\_\_ 円

キ 地域交流スペース \_\_\_\_\_ 円

ク 合計 \_\_\_\_\_ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

## (3) 施行期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア)着工年月日
  - (イ)完了年月日
- カ 仮施設工事関係
  - (ア)工事期間
  - (イ)仮施設の使用期間

(4)その他参考事項

別紙（7）

地域材利用実績報告書

No.	施設等種別	事業主体	施設名 (棟名称)	工事場所		新築、増 築、改築、 修繕別	構造	階数	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	地域材使用量 (m <sup>3</sup> )			内装等の木質化の有無		木造化ができない理由	備考
				市町村名	大字							木造	非木造 (内装等 木質化)	合計	有無	箇所		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		

(注) 1. 棟別に記入する(ただし、同規格の施設が多数ある場合はその限りではない)

第9号様式（第13条関係）

年度老人福祉施設整備事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった補助事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による補助金の交付決定通知に係る補助金額 円については、（補助金の額を 円に変更交付決定し、）金 円に確定したので、老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

※減額確定でない場合は、不要な事項は削除して作成すること。

※減額確定の場合は、補助条件を明示すること。（要綱第5条の規定を転記）